

社会保険

しまね

No.807

平成29年
1月号

助け合い 生きる安心 社会保険



《松林高士》小村大雲 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

寿春

年頭にあたり
新年のご挨拶を申しあげます



旧年中は、当協会、並びに社会保険委員会へのご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

一般財団法人として5年目に入ります。社会保険制度の普及・推進をめざして広報や実務講座の展開と共に、会員事業所の皆様へ事務の手引きとなる資料の配付や、職場の福利厚生を手助けしようとする助成事業等に全力を傾注して参ります。

本年もなおいつそうのご支援を賜りますようお願い申しあげますとともに、皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申しあげます。

一般財団法人

島根県社会保険協会

会長 森 省作

(島根県社会保険委員会連合会長)
(松江社会保険委員会会長)

島根県社会保険協会

出雲支部長 瀬島 徹

(出雲社会保険委員会会長)

島根県社会保険協会

浜田支部長 沖田 幸雄

(浜田社会保険委員会会長)

年頭にあたり
新年のご挨拶を
申しあげます

日頃から健康保険・厚生年金保険事業へのご理解、並びにご協力を賜り誠にありがとうございました。

本年も、皆様に安心していただける健康保険・年金保険事業の運営に邁進する所存でございますので、よろしくお願ひ申しあげます。

全国健康保険協会 島根支部

支部長 大塚 正明

日本年金機構

松江年金事務所

所長 小宮 博幸

出雲年金事務所

所長 柳楽 克具

浜田年金事務所

所長 横内 弘美

(一般財団法人) 島根県社会保険協会からのお知らせ

年金給付実務講座「60歳以後の年金額調整の仕組み」を受講されませんか？



「老齢年金と雇用保険は一緒に受給できるの？」
「どっちをもらう方が良いの？」
「高齢者雇用継続給付金と在職老齢年金の調整って、なあに？」
等々、首をひねることばかりではありませんか。
平成29年2～3月、松江・出雲・浜田・益田で開催する講座ではこれを解説します。現在、会員事

業所の方優先で受講申込を受け付けていますが、一定時期を過ぎますと、会員外事業所からも受講を受け付けますので、お早めに申し込んでください。詳しくは、28年11月号の「社会保険しまね」をご覧ください。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

地 区	日	時	会 場
松 江	2月16日(木)	13:30~16:00	くにびきメッセ(601大会議室)※
出 雲	2月23日(木)	13:30~16:00	出雲市民会館(302研修室)
浜 田	2月 3日(金)	13:30~16:00	浜田年金事務所(会議室)

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

年金の受給資格期間が短縮され 10年で受け取りが可能になりました

年金の受給資格期間は25年ですが、平成24年に成立した年金機能強化法により、**消費税の10%引き上げ時に資格期間を25年から10年に短縮される**ことになりました。

しかし、消費税の引き上げ延期に伴い、短縮の時期も延期となっていました。無年金の方をできるだけ救済するため、消費税の引き上げを待たずに前倒して年金機能強化法の改正が行われました。

10年に短縮される年金の受給資格期間は、国民年金や厚生年金保険などの保険料を納付した期間や免除を受けた期間に加

え、カラ期間(年金額には反映されないが受給資格期間に加えることができる期間)を含んだ期間です。

法律の施行時期は平成29年8月1日からで、年金は受給権が発生する翌月分から受け取ることになるので、最初の支払いは平成29年9月分が10月に支払われます。

日本年金機構では**受給資格期間が10年を超えていることが確認できて、新たに年金を受け取ることができる方**に対して、**年金請求書を平成29年2月末頃から7月にかけて順次お送りする予定**です。

(一般財団法人)島根県社会保険協会からのお知らせ

冬期の助成制度についてのお願い

冬季助成事業が始まっていますが、健康づくりDVDも引続きご利用できます。

スキー場リフト券助成についてのお願いです。2月21日

までに使用されたものが助成金の対象となりますので、「リフト券助成金請求書」に添付の上、3月3日必着で、当協会宛送付してください。



※平成29年度版「社会保険の事務手続」は3月に送付いたします「平成29年度会費の納入について」の封書に、「平成29年度版社会保険の事務手続申込書」(はがき)を同封しますので、これにより申し込んでください。会費納入確認後、5月中~下旬にお送りします。

協会けんぽのマイナンバー(個人番号) 取扱いのお知らせ

協会けんぽにおけるマイナンバーの利用開始日などの詳細につきまして、
以下のとおりお知らせいたします。



① いつからマイナンバーの利用が開始されますか?

協会けんぽでは、平成29年1月から各種申請書にマイナンバー欄の追加を行います(記入は任意です)。
また、平成29年7月から、行政機関等と税情報などについて連携を開始する予定です。

② 従業員のマイナンバーの提出は必要ですか?

事業主の皆さまから協会けんぽに対して、原則、従業員やそのご家族のマイナンバーを提出いただく必要はありません。
加入者の皆さまのマイナンバーについては、加入者や事業主の皆さまの事務負担を軽減するため、原則として、日本年金機構や住民基本台帳ネットワークから収集を行います。

③ どんな時にマイナンバーを利用しますか?

平成29年7月から、高額療養費などの協会けんぽへの給付の申請において、非課税証明書等の証明書の添付が必要となる場合に、ご本人さまからの申し出によりマイナンバーを利用して添付書類の省略を可能とする予定です。

! 申請書にマイナンバーをご記入いただくことにより、添付書類の省略が可能となる予定の申請

- 高額療養費の申請
- 食事及び生活療養標準負担額の減額申請
- 高額介護合算療養費の申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請
- 基準収入額適用申請

■ 任意継続被保険者の皆さまへのお願い

平成29年1月以降、任意継続被保険者の方が被扶養者の届出をする際には、被扶養者のマイナンバーの届出が必要となりますので、申請書への記入をお願いします。なお、被保険者の方は、保険証の記号番号を記入した場合には、マイナンバーの記入は不要です。

● 手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144

松江・出雲・浜田の各社会保険委員会からお知らせ



健康保険委員、年金委員、並びに事務担当者の方々を対象として開催しました各地の「社会保険委員等研修会」が終わりました。

今年は、島根労働局からの講師も迎えて開催しましたがいかがでしたでしょうか。

3会場併せて327名の方が参加されました。

研修テーマは「介護・育児休業法等の改正について」「年金制度改正・障害年金について」「職場における健康づくりについて」の3つでした。

業務等のご都合で受講できなかった方々も、来年は是非受講して頂きますようお願いしています。

健康保険・厚生年金保険に関する
各種書類のダウンロードや、
医療保険・年金制度の最新情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻807号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2017.1.16発行 ※次回の発行については平成29年3月を予定しています。